

長崎総合科学大学 奨学寄附金規程

第1条（目 的）

この規程は、経理規則第79条第3項の規定に基づき、本学の外部諸団体から学術研究の助成又は教育研究の奨励を目的とした寄附金を受け入れる場合の取扱いについて定めることを目的とする。

第2条（受入れの条件）

次に掲げる条件の付された寄附は受け入れることができないものとする。

- (1) 学術研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡又は使用させること等、寄附者に対して寄附の対価として、何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 使用した寄附の経理について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (3) 寄附を受け入れることにより著しく財政負担が伴うこと。
- (4) 寄附者からの寄附申込後、寄附者が寄附の全部又は一部を取消することができること。
- (5) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育研究上支障があると認められること。

第3条（受入承認）

- 1 寄附金を受ける部署又は個人は、寄附者からの申出書及び研究費等の支出計画書を学長に提出し、受入れの承認を得なければならない。
- 2 寄附金の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められるものについて、受入れを承認するものとする。

第4条（使 途）

- 1 奨学寄附金の受け入れを行った場合は、寄附金の目的に応じた教育・研究等の経費及び事務経費に充てなければならない。
- 2 前項の事務経費は、奨学寄附金として受け入れた額に10%を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

第5条（研究費等の執行）

- 1 研究費等の支出伝票には、あらかじめ通知された受入番号を表示するものとする。
- 2 研究費等の執行が終了したとき、寄附金の受け入れ者は、清算報告書を事務局長に提出しなければならない。
- 3 研究費等の執行が翌会計年度以降に亘るときは、寄附金の受け入れ者は、会計の状況を明らかにするため、毎会計年度末における中間報告書を事務局長に提出しなければならない。

第6条（その他）

本規程により難しい事項が生じた場合は、その都度常務理事会に諮り決定する。

第7条（改 定）

この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付 則 1 この規程は、平成2年9月25日から施行する。

- 2 この改定規程は、平成11年6月25日から施行する。
- 3 この改定規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。